

第11期北海道水産業・漁村振興審議会の公開について

1 会議の公開

(1)第11期北海道水産業・漁村振興審議会の会議は、公開とする。

ただし、公開することにより公平かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると会長が認めるときは、これを非公開とすることができる。

(2)会長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴者に必要な制限を課することができる。

2 資料の公開

第11期北海道水産業・漁村振興審議会の資料は、公開とする。

ただし、審議の途中にあるもの、その他公開することにより公平かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると会長が認めるときは、これを非公開とすることができる。

3 議事録の公開

(1)第11期北海道水産業・漁村振興審議会の会議の結果は、議事録を作成し、保存する。

なお、議事録は、議事記録の正確性を期するため、2名の委員により署名することとし、会長が会議に出席した委員の中から指名するものとする。

(2)第11期北海道水産業・漁村振興審議会の議事録は、公開とする。

ただし、公開することにより公平かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると会長が認めるときは、これを非公開とすることができる。